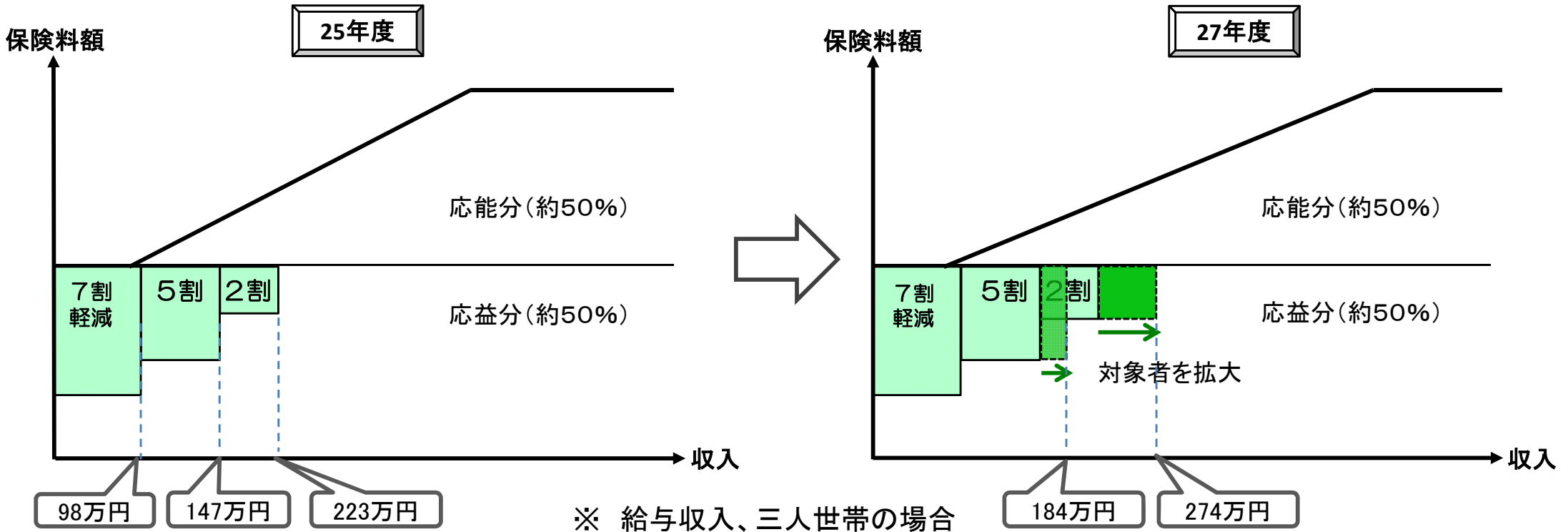


国民健康保険・後期高齢者医療の低所得者の保険料軽減措置の拡充

○ 平成26年度に国民健康保険・後期高齢者医療の保険料の軽減判定所得の基準を見直し、保険料の軽減対象を拡大。【所要額612億円】

<国民健康保険制度の場合>



《具体的な内容》

- ① 2割軽減の拡大 ... 軽減対象となる所得基準額を引き上げる。
 - (25年度) 基準額 $33万円 + 35万円 \times \text{被保険者数}$ (給与収入 約223万円、3人世帯)
 - (26年度) 基準額 $33万円 + 45万円 \times \text{被保険者数}$ (給与収入 約266万円、3人世帯)【軽減対象の拡大】
 - (27年度) 基準額 $33万円 + 47万円 \times \text{被保険者数}$ (給与収入 約274万円、3人世帯)【経済動向等を踏まえた見直し】
- ② 5割軽減の拡大 ... 現在、二人世帯以上が対象であるが、単身世帯についても対象とするとともに、軽減対象となる所得基準額を引き上げる。
 - (25年度) 基準額 $33万円 + 24.5万円 \times (\text{被保険者数} - \text{世帯主})$ (給与収入 約147万円、3人世帯)
 - (26年度) 基準額 $33万円 + 24.5万円 \times \text{被保険者数}$ (給与収入 約178万円、3人世帯)【軽減対象の拡大】
 - (27年度) 基準額 $33万円 + 26万円 \times \text{被保険者数}$ (給与収入 約184万円、3人世帯)【経済動向等を踏まえた見直し】

<後期高齢者医療制度の場合>

後期高齢者医療制度においても同様の見直しを行う